

ドック会発第 586 号  
日病会発第 142 号  
2018 年 12 月 14 日

日本人間ドック学会  
日本病院会  
会員施設（健診実施機関） 各位

公益社団法人 日本人間ドック学会  
理事長 篠原 幸人  
一般社団法人 日本病院会  
会長 相澤 孝夫  
<公印省略>

## 2019 年度 特定健診・特定保健指導の集合契約 A（A①・A②）

### 「契約参加のための委任状」のご提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人諸事業にご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度より特定健診・特定保健指導の集合契約を実施しているところではありますが、本契約は単年度契約を原則としているため、今般 2019 年度分の契約につきまして改めて貴施設の参加意思を確認させていただきたく書類をご送付いたします。

昨年度より集合契約 A が A①と A②になっております事、また 2019 年 10 月に消費税率が改訂される予定との事ですので、別紙の依頼概要や契約参加条件などを必ずご一読ご確認のうえ、必要書類のご返送をお願いいたします。

敬具

（同封資料）

- 依頼概要
- 契約参加条件
- 2019 年度の予定契約内容の概要
- 委任状（裏面は「辞退届」）
- 委任状記入例
- 集合契約 A②参加のためのチェックリスト
- 委託契約書（案）<健康保険組合連合会版>
- 集合契約登録情報変更届（更新施設のみ）

## 集合契約 A (A①、A②) 参加のための依頼概要

1. 依頼内容 日本病院会／日本人間ドック学会がとりまとめる特定健診・特定保健指導の集合契約 A (A①、A②) (以下、集合契約) の 2019 年度の契約への参加有無の意思確認に伴う委任状等の提出
2. 回答期限 **2019 年 2 月 1 日 (金) 消印有効** ※ご郵送ください。
3. 送付先 102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 1F  
日本人間ドック学会 「集合契約担当」宛  
tel : 03-3265-0079 e-mail : [info@ningen-dock.jp](mailto:info@ningen-dock.jp)
4. 回答方法  
2018 年度の契約参加の有無、また 2019 年度からの契約内容によって返送書類が異なります。貴施設が該当するものを選び、その回答方法に従って回答し返送書類を郵送ください。

### (確認事項)

集合契約 A①・・・これまでの集合契約 A

集合契約 A②・・・特定健診実施当日に特定保健指導の初回面接が実施可能な契約

※A②の単独参加不可、A①に参加していなければ A②には参加できません。

※A②参加施設は、健診・動機付支援・積極的支援のすべてを受託できる施設となります。

	2018 年度の参加の有無と 2019 年度の意思	返送書類	チェック
継続	①2018 年度の集合契約 A①に参加しており、 2019 年度も集合契約 A①のみに参加	・委任状 ・変更届	
	②2018 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しており、 2019 年度も集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状 ・変更届	
		・チェックリスト	
新規	③2018 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 2019 年度の集合契約 A①のみに参加	・委任状	
	④2018 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 2019 年度の集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状 ・チェックリスト	
辞退	⑤2018 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しているが、 2019 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加	・辞退届	
不参加	⑥2018 年度も集合契約 A (A①A②) には不参加で 2019 年度も集合契約 A (A①A②) には参加しない	不要 (書類はすべて破棄)	

※**継続参加でも単年度契約のため必ず委任状が必要**になります。

※同封の別紙「集合契約登録情報変更届」には、2018 年度集合契約 A に参加の機関については、2018 年度の登録内容 (健診・保健指導機関番号や実施機関名など) を印字していますので、現況確認においてご参考ください。

※貴施設が該当する回答方法通りに回答されない場合、契約登録が正しく行われたい可能性がありますのでご注意ください。

5. 集合契約参加（予定）の代表保険者

健康保険組合連合会、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合連盟（国家公務員共済組合）、地方公務員共済組合協議会（地方公務員共済組合）、日本私立学校振興・共済事業団、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合、岡山県建設国民健康保険組合、宮城県、福島県、岩手県

\*今年度同様、各保険者により HbA1c が必須か否か、眼底検査の片眼、両眼についての若干の差異は生じる予定、また全国土木建築国民健康保険組合は特定健診のみの委託予定

6. その他留意点（再掲含む）

○本集合契約参加に伴い発生する本学会が請求する新規費用はありません。（学会の年会費は除く）

○前項目「4.回答方法」の⑤辞退に該当する施設は「辞退届」の回答をお願いしています。

（仮に辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り正式な契約参加登録はいたしません  
が、より正確な機関情報把握のための提出依頼とご理解ください）

●委任状の記載内容と登録情報変更届の記載内容に差異が生じないようご注意願います。

（差異が生じる例：委任状では特定健診・特定保健指導全般を受託する記載内容だが、登録情報変更届では特定健診のみを受託するとの内容 など）

仮に差異が生じた場合は、原則、登録情報変更届の記載内容を優先して登録いたしますので  
予めご了承ください。

●他団体の集合契約 A に重複して参加する場合は、実施機関名、電話番号、受託業務等に差異がないようにしてください。（同じ内容にしてください）

以上

## ご一読ください

### 集合契約 A①、A②の契約参加条件

#### A①・A② 共通事項

- 日本病院会または日本人間ドック学会の（施設）会員であること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成 30 年度版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（第 3 版）を読んで確認し、ルールに基づくことができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること
- 特定健診で集合契約に参加をする場合、特定健診・詳細項目 4 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いずれでもよいがすべて実施できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A①と、さらに集合契約 B①（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いずれでもよいが最終的に送付（送信）できること）
- 集合契約 A①において特定保健指導を実施する場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 集合契約 A①において、特定保健指導を未実施の健診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し実施することが可能なこと

#### A② 参加の条件

- 当学会の集合契約 A①に参加していること
- 特定健診から特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること
- 集合契約 A②に参加するためのチェックリストを確認し、提出できること

## 2019年度の集合契約A（A①、A②） 契約内容の概要（予定）

### 1. 特定健診

- ・法定の基本健診および詳細健診  
(健保連等は HbA1c は必須、保険者によりこの点の差異はあり要確認)

### 2. 特定保健指導

- ・国の標準プログラムに則った支援形態

#### ○動機付け支援

初回面接（個別支援またはグループ支援 1 回）、3 か月後の実績評価  
対象者個々に合った内容で、わかりやすく質の高い情報シート等資料の配布

#### ○積極的支援

初回面接（個別支援またはグループ支援 1 回）、  
継続支援形態は個別支援、グループ支援、メール支援、通信支援、電話支援  
3 か月後の実績評価

※支援 A、支援 B の内容については、  
厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成 30 年度版）を参照すること

### 3. 料金（予定） ※特定保健指導(動機付け・積極的)の本体価格が昨年度より変更しております

区分		集合契約 本体価格 (税抜)	A①・A② 2019年9月迄 (消費税8%含)	A①・A② 2019年10月から (消費税10%含)
特定健診・基本項目		6,500 円	7,020 円	<u>7,150 円</u>
特定健診・ 詳細項目	貧 血	220 円	238 円	<u>242 円</u>
	心電図	1,300 円	1,404 円	<u>1,430 円</u>
	眼 底	1,120 円	1,210 円	<u>1,232 円</u>
	血清クレアチニン及 び eGFR	110 円	119 円	<u>121 円</u>
特定保健指導 (動機付け支援/動機付け支援相当)		<b>7,700 円</b>	<u>8,316 円</u>	<u>8,470 円</u>
特定保健指導 (積極的支援)		<b>22,836 円</b>	<u>24,663 円</u>	<u>25,120 円</u>

※2019年10月に消費税が上がりますが、税金につきましては実施した時点での税が反映されますので  
ご注意ください。詳細は厚労省のホームページをご確認ください。

(参考) 昨年度までの特定保健指導の本体価格(税抜)

動機付け支援：7,000 円      積極的支援：22,000 円